

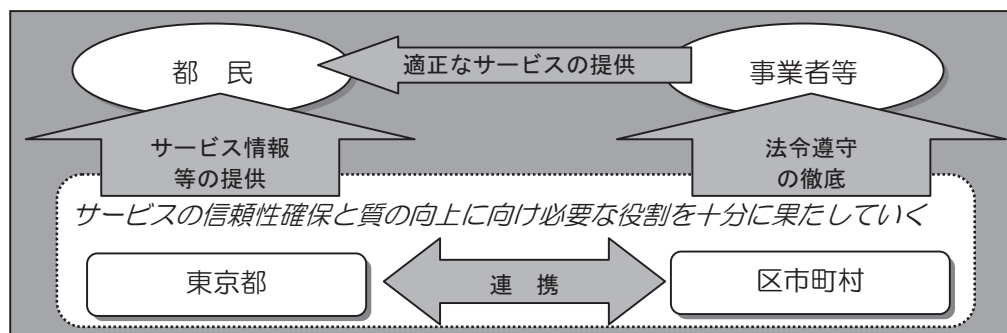
第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

<横断的取組>

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



【平成 24 年度の取組】

- 平成 24 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 区市町村への分権に着実に取り組みます

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

主な事業展開

- **社会福祉法人経営適正化事業** **19 百万円**
 - ・ 社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、課題を抱える法人を早期に発見し、早期に対応する取組を行い、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。
 - ・ 社会福祉法人が適正な経営を行うための参考となるよう、自ら決算分析ができる財務分析計算シートや、都内にある社会福祉法人の事業種別ごとの財務指標と都内平均値をホームページに公表します。
 - ・ 社会福祉法人役員（理事・監事）に対して、法人制度や役員の役割等に関する研修を行い、理事会機能・監事機能の活性化を図ります。

- **区市町村と連携した不正防止対策の強化** **2 百万円 包括補助**
 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、指導検査の手引書の作成や専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。
 - ・ 区市町村の実情に合わせた障害福祉サービスの指導検査を支援するため、職員の指導能力向上に対する取組、給付等に関するデータ分析及び公認会計士や弁護士等の外部専門家の活用等に対して、必要な経費を補助します。
〔障害者施策推進区市町村包括補助事業〕

- **福祉サービス第三者評価の効果的な活用** **64 百万円**
 - ・ 評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うなど、第三者評価の改善を図るとともに、受審率の向上を目指して、受審しやすい手法の普及に努めます。
 - ・ あわせて、評価結果を活用した指導検査の重点化に取り組みます。

- **積極的な情報提供の実施** —
 - ・ 社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく都民や事業者に明らかにし、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業

27,400 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 12,260 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概	要
先駆的事业	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限1千万円（最長3年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 16 年度	【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助
平成 18 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など用途が細分化された補助を再構築した交付金
	【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 19 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の3分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。
平成 20 年度	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

<包括補助事業の補助対象例>

分野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児保育事業（施設の整備・ネットワーク事業）（P17） ・ 子供と子育て家庭に対する安全安心確保対策支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 保育所、学童クラブ等における熱中症対策などの取組を支援 ・ 子供家庭支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域における子育て支援の中核を担う子供家庭支援センターの運営を支援 ・ ひとり親家庭就業促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の就業に向けた様々な取組を支援
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者地域見守り事業（P26） ・ ふらっとハウス（地域サロン）事業（P26） ・ 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P27） ・ 認知症地域支援ネットワーク事業（P34）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域生活移行・定着化支援事業（P39） ・ 経営コンサルタント派遣等事業（P45）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅療養環境整備支援事業（P65） ・ がん検診受診率向上事業（P54） ・ 高齢者を熱中症等から守る区市町村支援事業（P27） ・ 飼い主のいない猫対策 <ul style="list-style-type: none"> 飼い主のいない猫を増やさないための様々な取組を支援
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者・離職者対策事業（P49） ・ スキルアップ・定着支援推進研修事業（P50） ・ 災害時要援護者対策の推進（P92）

3 区市町村への分権に着実に取り組みます

地方分権を推進する観点から、法に基づき基礎自治体へ権限移譲される事務について、区市町村が円滑に実施できるよう、必要な支援を実施していきます。

主な移譲事務

○ 区市町村へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	平成 24 年 4 月 1 日
未熟児の訪問指導等	平成 25 年 4 月 1 日
未熟児養育医療の給付等	
育成医療の支給認定等【条例により区・保健所設置市に移譲済】	

○ 区市へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
墓地・納骨堂・火葬場の経営許可等【条例により区・保健所設置市に移譲済】	平成 24 年 4 月 1 日
第二種社会福祉事業の経営者への立入検査等（隣保事業）	
専用水道の給水停止命令等【法により区・保健所設置市は実施済】	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人の定款認可等	

○ 区・保健所設置市（八王子市・町田市）へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
各施設の衛生措置基準等の条例設定（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場）※	平成 24 年 4 月 1 日
結核指定医療機関の指定等	
毒物・劇物業務上取扱者への必要な措置の命令等【条例により区・保健所設置市に移譲済】	
薬局の開設許可等【条例により区・保健所設置市に移譲済】	平成 25 年 4 月 1 日

※1 年間の経過措置あり

